

令和7年度 徳島県「ふるさと起業家支援プロジェクト」事業者募集案内

徳島県「ふるさと起業家支援プロジェクト」(以下、当事業という。)に申請をする者、及び認定され補助金の交付を受ける者は、「徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）」、「徳島県ふるさと起業家支援補助交付要綱(以下「要綱」という。)」及び下記の点について十分に理解した上で、補助金に関する全ての手続きを適正に行ってください。

【注意点】

1. 全ての提出書類において、その内容に虚偽の記述を行わないようにしてください。提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合や県職員又は当事業関係者に対して、公募に関わる不正な接触の事実が認められた場合は、失格となります。
2. 応募書類に記載する内容は、今後の事業実施の基本方針となるため、事業規模及び補助事業実施期間内で実現可能なものを記載すること。なお、認定後であっても、申請者の都合により、記載された内容に大幅な変更があった場合には、認定を取り消す場合があります。
3. 徳島県から補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等が行われていた経費については、補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。
4. 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、徳島県として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施し、調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行い、受領済の補助金のうち取消対象となった額を返還いただくこととなります。
5. 当補助金に応募される事業については、他の補助金と併用することはできません。
6. 過去に不認定となった事業は、再度申請することはできません。
7. 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について徳島県知事の承認を受けなければなりません。承認を受けずに処分した場合には補助金のうち当該財産に係る部分を返還いただくこととなります。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。
8. 審査の結果、認定された事業者は、県のふるさと納税サイト上での寄附募集に必要な資料及び関連するデータ(画像等を含む)の提出が必要となります。

令和7年度 徳島県「ふるさと起業家支援プロジェクト」事業者募集要項

1. 事業目的

当事業は、地域資源を活用し、地域課題の解決に資する事業を徳島県内で実施しようとする事業者(以下「ふるさと起業家」という。)に対し、ふるさと納税制度の仕組みを活用した支援を行うことにより、県内における創業への取組意欲を高め、もって地域経済の活性化を促進し地方創生の実現を図ることを目的とする。

2. 事業実施予定期間

- ① 補助事業者募集期間 : 令和7年5月1日(木)～5月30日(金)
- ② 寄附募集期間 : 令和7年10月上旬～12月中旬
- ③ 補助事業実施期間 : 交付決定日(7月下旬頃予定)～令和8年3月末日

3. ふるさと起業家の要件

次に掲げる要件を全て満たす者を対象とする。

- (1)「創業促進・あったかビジネス支援事業において、知事から「あったかビジネス事業計画」の認定を受けた者又は見込者であること(※認定者は審査において加点される。)
- (2)事業開始後5年を経過しない者であること。
- (3)徳島県内において事業を行う者であること。
- (4)事業の円滑な遂行に必要な組織、人員を有する又は確保できること。
- (5)資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6)法人等及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。
 - ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体
 - ・徳島県の県税(法人事業税・法人県民税等)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者
 - ・労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
 - ・特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと思われる者

4. 対象事業

次に掲げるいずれか満たす事業を対象とする。

- (1)地域資源を活用した事業であるもの
- (2)地域課題の解決に資する事業であるもの
- (3)その他、知事が必要と認めるもの

5. ふるさと起業家の責務

ふるさと起業家として認定された者は以下の責務を果たすものとする。

- (1) 事業について共感してもらうための効果的な情報発信やPR活動を行うなど、寄附金の目標額達成に向けた独自の取組を実施すること。
- (2) 寄附金が目標金額まで達しなかった場合は、自己資金・金融機関からの融資等により資金調達を行い、計画どおりの事業を実施すること。
- (3) お礼の品を速やかに提供するなど事業に関心を持って貰うための工夫をすること。
- (4) 寄附者に対して事業報告を行うこと。

6. 補助金交付の要件

(1) 補助対象経費

「徳島県ふるさと起業家支援補助金交付要綱」別表のとおりとする。

(2) 補助率

補助対象経費の2/3以内

(3) 補助限度額

1事業あたり10,000,000円以内

なお、補助金額は、クラウドファンディングにより県が収納した寄附金額に、補助事業者が設定した寄附目標額又は寄附金額のいずれか低い額を加えた額と、補助対象経費の2/3を乗じた額の低い方の額とする。(寄附目標額は1,000,000円を下限とする。)

また、補助金交付予定額は、寄附募集終了後に、知事から通知する。

7. 補助金の支払い

(1) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、補助事業終了後の精算払とする。

ただし、知事が認めた場合、補助金の交付決定額の1/2以内の範囲において、概算払いを可能とする。

(2) 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出のあった実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定する。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあるため注意すること。

8. 提出期限及び応募方法

(1) 提出期限

- ・参加表明書 令和7年5月26日(月)午後5時まで【必着】
- ・参加表明書以外の書類 令和7年5月30日(金)午後5時まで【必着】

(2) 必要書類

- ①参加表明書(様式1)
- ②認定申請書【様式第1号】
- ③事業計画書【様式第2号】
- ④資金計画書【様式第3号】
- ⑤プロジェクトページ掲載予定の画像【様式第4号】
- ⑥事業者の概要が分かる説明資料(パンフレット等)
- ⑦創業後又は直近3か年の事業報告・決算報告書類及び関連する税務申告書
- ⑧定款、履歴事項全部証明書(法人のみ) (※写し可)
- ⑨直近期末における県税の納税証明書(※申請の3か月以内に取得したもの。写し可)
- ⑩あったかビジネス事業計画の認定書及び認定申請書(写し)※該当者のみ
- ⑪その他知事が必要と認める書類

(3) 応募方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合には、簡易書留等記録の残る郵送手段を用いること。

(4) 応募書類の提出先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地(県庁5階)

徳島県 経済産業部 企業支援課 創業・経営支援担当 宛て

電話：088-621-2369

9. 事前質問の受付及び回答

① 受付期間

令和7年5月26日(月) 午後5時まで

② 受付方法

電子メール又は書面により実施すること。

③ 質問に対する回答

質問者に対して、電子メール又は書面のいずれかの方法により回答する。

④ 問い合わせ先

徳島県 経済産業部 企業支援課 創業・経営支援担当

電話：088-621-2369

E-mail：startup@mail.pref.tokushima.lg.jp

10. 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、応募辞退届(様式2)を提出すること。

なお、辞退の届出は、持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合には、簡易書留等記録の残る郵送手段を用いること。

11. 審査方法・認定基準

(1) 審査方法

- ① 申請書類及び徳島県「ふるさと起業家支援プロジェクト」事業者認定審査会において、申請者等によるプレゼンテーション及び質疑応答を経て、選定する。
- ② 審査結果は、認定された場合も不認定となった場合も、申請者に遅滞なく通知する。

(2) 審査項目について

以下の項目に基づき、総合的に評価するものとする。

- ① 事業の魅力・地域への波及効果
- ② 共感(寄附)を得るための工夫
- ③ 事業計画の具体性、実現可能性、寄附目標額の妥当性
- ④ 事業の収益性、継続性、将来性
- ⑤ 事業実施体制
- ⑥ あったかビジネス事業計画の認定の有無及び実行性

12. その他注意事項

応募書類は理由の如何を問わず返却しない。なお、提出された書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。また、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となるため留意すること。

○「徳島県ふるさと起業家支援補助金交付要綱」別表

1 補助対象経費

(1) 寄附金を元にした県補助金

ふるさと納税制度を活用して得られた寄附金をもとに、事業に必要な経費について補助する。

経費の区分	補助対象経費
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び建築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
報償費	事業の遂行に必要な専門家、外部協力者等への報償・謝金等に係る経費
使用料及び賃借料	事業の遂行に必要な会議室、会場等の使用に係る経費
広報宣伝費	新聞、雑誌等への掲載に係る経費
委託料	専門機関等への調査委託に係る経費
印刷製本費	パンフレット・チラシ、資料等の印刷に係る経費
その他	その他必要と認められる経費(製品の試作開発に係る原材料費、加工費、消耗品費等)

(2) 県による上乗せ助成金

ふるさと納税のスキームを活用して得られた寄附金額又は寄附目標額のいずれか低い額の範囲で事業に必要な以下の経費について補助する。

経費の区分	補助対象経費
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び建築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費